

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

計 56 枚（本紙を除く）

Vol.942

令和 3 年 3 月 19 日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3971、3926）
FAX：03-3595-3670

老 発 0319 第 6 号
令和 3 年 3 月 19 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」
等の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和 3 年厚生労働省令第 9 号) が公布され、その中において「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 46 号)」、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和 41 年厚生省令第 19 号)」及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 20 年厚生労働省令第 107 号)」の一部が改正され、本年 4 月 1 日より施行されること等に伴い、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号)」、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 12 年 3 月 30 日老発第 307 号)」及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 20 年 5 月 30 日老発 0530 第 2 号)」の一部を別添のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。